

地区防災計画の提案に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2の規定に基づく、地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(計画提案の要件)

第2条 計画提案は、地区居住者又は活動主体に属するもの（以下「地区居住者等」という。）が、共同して提案できるものとする。

2 前項の活動主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町内会
- (2) 本市に事務所を有する事業所
- (3) その他川崎市防災会議会長（以下「市防災会議会長」という。）が適当と認めるもの

3 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組内容で、平常時、災害発生時別に組織体制、活動方法等を具体的に定めた内容
- (2) 地区防災計画ガイドライン（内閣府（防災担当））に沿った内容
(提案書等の提出)

第3条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）
- (2) 地区防災計画素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類
- (4) その他市防災会議会長が必要とする種類

(事前審査)

第4条 市防災会議は、前条各号に掲げる書類が提出されたときは、次に掲げ

る事項について、川崎市地区防災計画事前審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事前審査を行わせることができる。

- (1) 計画提案の内容
- (2) 市及び区の地域防災計画との整合
- (3) その他市防災会議会長が必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 危機管理本部危機管理部長
- (2) 消防局関係部長
- (3) 計画提案を行った地区のある区の副区長
- (4) その他市防災会議会長が必要と認める者

3 審査会の委員長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表する。

5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

6 委員長は、事前審査の結果を市防災会議会長に報告するものとする。

(計画提案の審査)

第5条 市防災会議は、第3条第1号及び第2号に掲げる書類並びに前条第6項の事前審査の結果に基づき、市地域防災計画に定める必要があるか審査を行う。

(審査結果の通知)

第6条 市防災会議会長は、審査結果通知書（第2号様式）により、計画提案の代表者宛てに審査結果を通知する。

(庶務)

第7条 本要綱に係る庶務は、危機管理本部危機管理部において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。